

商品概要説明書

新規就農応援資金

(2021年4月1日現在)

商品名	新規就農応援資金
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方、または、組合員となることが見込まれる農業者等の方。 ○新規就農者の方。新規就農者には以下の方を含みます。 ①就農開始5年目までの方。 ②新規就農者は、地元関係機関の支援が得られる方。 ③原則として、個人(一戸一法人を含む)の方。 ④原則として、農家後継者の方は対象外となります。ただし、独立経営や新たな営農部門を開始する場合など、営農基盤を承継しない方は対象となります。 ○貸付年齢は、原則55歳未満となります。 ○原則として愛知県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	農業経営にかかる設備・運転資金 ※生活資金は対象外となります。ただし、前所有者の経営を居抜き住居付で承継する場合は、居抜き住居取得資金を農業経営にかかる設備・運転資金に含めて取扱うことも可能です。
借入金額	○1,000万円以内とし、所要額以内とします。
借入期間	【長期資金】 ○17年以内(据置期間5年以内)。就農経過年数によって融資期間が異なります。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。 【短期資金】 ○1年以内
借入利率	○当 J A 所定の利率といたします(固定金利・変動金利)。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
返済方法	【長期資金】 ○証書貸付における元金均等返済(毎回、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)または元利均等返済(毎回の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)で、毎月返済方式、年1回または年2回返済方式のいずれかをご選択いただけます。 【短期資金】 ○手形貸付における期日一括返済。 ○利息は原則として一括前取となります。
担保	○担保は必要に応じて設定させていただくことがございます。

保証	○原則として、愛知県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○連帯保証人を設定させていただく場合には、連帯保証人とさせていただく方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。 【法人の場合】 ・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法人以外の場合】 ・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせていただくにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1か月以内に作成されたものに限りします。
保証料	○一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 ①一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、愛知県農業信用基金協会所定の保証料率とします。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：0568-47-5618）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）
その他	○お申込みに際しては、当JA、および原則として愛知県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

J A尾張中央